

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	資源循環推進課	整理番号	1-34
許認可等の種類	産業廃棄物処理施設（法第15条4項に規定する施設に限る。）の設置者である法人の合併又は分割の認可			
根拠法令条例等・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4で準用する第9条の6第1項			
許認可等の概要	産業廃棄物処理施設（法第15条4項に規定する施設に限る。）の設置者である法人が合併し、又は分割する場合における廃棄物処理施設設置者の地位の承継に係る認可			
審査基準 （未設定の場合 はその理由）	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の4で読み替え準用する第15条の2第1項第3号の申請者の能力について、法令で定めるもののほか、以下のとおり定める。</p> <p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第12条の2の3第1号に定める「産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。」とは、規則第17条第1項各号に規定する資格を有することとする。</p> <p>2 規則第17条第1項第4号の「前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」とは、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習（申請しようとする施設に該当するコースに限る。）を修了した者とする。</p>			
基準の制定根拠	H27.3.18伺定（H28.3.15一部改正）			
標準処理期間 （未設定の場合 はその理由）	56日			
期間の制定根拠	H13.10.1伺定			